

崎遊協発第40号
平成29年2月23日
(本紙含め4枚)

各支部組合長 殿

長崎県遊技業協同組合
理事長 松尾 道彦

遊技機の部品の変更等の取扱いに関する質疑回答について

時下、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、組合員の皆様には、本年3月1日から実施される「遊技機の部品の変更等の取扱い」に関し、本年2月20日付、崎遊協第37号でお知らせしておりました。

今回改正される手続きについては、通達発出後、各支部組合や各店舗の皆様から、かなりの質疑を受けております。

質疑を受けた分につきましては、県警本部営業許可担当者とも摺り合わせするなどして回答内容を作成しました。

質疑回答の内容を分かりやすくするため、質疑回答一覧表を作成しましたのでお知らせします。

組合傘下店舗への周知をお願いします。

【添付書類】

- ・ 遊技機の部品の変更等の取扱い改正に伴う質疑回答
「様式1に関する事項」「様式2に関する事項」「様式1と2に関する事項」3枚

※ なお、「営業所の設備(遊技機関係)様式1」「遊技機の部品の変更一覧表 様式2」の様式は、エクセルで作成したものを県遊協のホームページに掲載していますので、ご活用下さい。

遊技機の部品の変更等の取扱い改正に伴う質疑回答

様式 1 に関する事項

番号	質 疑 回 答
①	<p>〈 質 疑 〉 現在、変更承認申請に添付して毎回提出している書式があるが、今後はこの書式に統一して提出ということか。</p> <p>回答 → そのとおり、今後は、今回の書式で提出する。</p>
②	<p>〈 質 疑 〉 枠内に「対象遊技機」の型式名を記載する欄がないが、今後記入する必要はないか。それとも「備考」の欄に当該入替にて設置する新台の型式名を記載するのか。</p> <p>回答 → 記載する必要はない。</p>
③	<p>〈 質 疑 〉 ぱちんこの遊技球貸出装置(CRユニット)は、遊技機と直接接続されている。メダル貸出装置は回胴式遊技機に密着しているが、間接的にも遊技機とは接続されていない。この場合でも一覧表に記載が必要か。</p> <p>回答 → しま設備にあるものは全部記載する。 ただし、分煙ボード、椅子等遊技に関係ないものは除く。</p>
④	<p>〈 質 疑 〉 遊技球貸出装置について、設置したときだけ、付加装置として届出をしていたが、新台入替時はしていない。今後どうすればいいか。</p> <p>回答 → いままでの分は、手続きする必要はないが、改正後は、様式 1 に記載して提出する。</p>

様式 2 に関する事項

番号	質 疑 回 答
①	<p>〈 質 疑 〉 回胴式遊技機「筐体・底」の開放について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 筐体の底に蓋がついているタイプや打ち抜くタイプの場合は、変更等の区分は有をチェックしていいか。 ・ 筐体の底が最初から開放(正規の状態です穴が開いており蓋もない)タイプの場合は、項目自体の削除なのか変更等の区分は無をチェックするのか。 <p>回答 → いずれも有にチェックする。</p>
②	<p>〈 質 疑 〉 不正防止対策部品の取付けについて、インシュロックや封印シール以外に「対策カバー」があるが、これは記載する必要はないか。</p> <p>回答 → そのものを見ないと判断できないので、届出の際、資料を担当者に説明する。 ゴト防止用のプラスチックカバーなどについては認められない。通常どおり変更届を提出する。</p>
③	<p>〈 質 疑 〉 遊技機の鍵の交換は、シリンダー自体の交換が記載対象であり、店舗キーへのシリンダー設定の変更は無のチェックでいいか。</p> <p>回答 → 無にチェックする。</p>
④	<p>〈 質 疑 〉 「説明資料の添付」が必要なしの項目については、変更箇所の写真も不要と考えていいか。(灰皿カバーやメダル収納庫の底の写真など)</p> <p>回答 → 不要である。</p>
⑤	<p>〈 質 疑 〉 封印シールについて、新台の場合は有をチェックするが、後日変更届が必要か。</p> <p>回答 → 有にチェックすれば変更届は必要なし。中古機にもともと付いてきたものを剥がせば何もいらぬ。 引き続き付けておく場合は変更届が必要。</p>
	<p>〈 質 疑 〉 一覧表に有とチェックして、メダル収納庫の穴が開いた状態で中古機を</p>

⑥	<p>引き継ぐ場合、変更届(一覧表)に記載が必要か。</p> <p>回答 → 変更承認申請時に穴を開ける予定だったので、有にチェックをしていた場合、中古機が、すでに穴が開いていた時は、実際に営業所で穴を開けなくても一覧表と矛盾がないので、そのままでもよい。何も必要ない。</p>
⑦	<p>〈 質 疑 〉 灰皿蓋がついて納品され、使えないので蓋に封をする場合、後日、変更届が必要か。</p> <p>回答 → 一覧表に有とチェックすれば、後日の変更届は必要なし。</p>

様式 1 と 2 に関する事項

番号	質 疑 回 答
①	<p>〈 質 疑 〉 現在設置中の遊技機について、変更届を済ませていない分もあるが、今後どう対応すればいいか。</p> <p>回答 → 様式 1 については、3月1日前後を問わず提出する。 様式 2 については、3月1日以前の分は、変更届を提出する。 3月1日以降の分は、様式 2 に記載することができれば変更届は不要である。</p>